# 目次

第1 民事事件関係		第3 予備試験論文過去問関係	
■訴状		■憲法(平成 26 年)	
	2		24
■契約書(売買)		■行政法(平成 27 年)	
	3		30
■契約書 (寄託)		■刑法(平成 24 年)	
	4		36
■契約書(保証)		■刑事訴訟法(平成30年)	
	5		40
■定款		■法律実務基礎科目 民事(平成 27 年)	
	6		44
■登記事項証明書 (履歴事項全部証明書)		■法律実務基礎科目 刑事(平成 28 年)	
	7		52
■手形・小切手	0	■民法(平成 23 年)	60
■親族図	9	■商法(平成 27 年)	60
■枕灰囚	11	■個伝(平成 21 平)	64
第2 刑事事件関係	11	■民事訴訟法(平成 29 年)	01
■供述調書			70
	14	■手書き答案(平成 27 年 商法)	
■捜索差押許可状			76
	15	第4 法令関係	
■実況見分調書		■弁護士職務基本規程	
	16		85
■捜査報告書		■会社法(目次)	
	19		90
■起訴状		■刑法(目次)	
	21		91
■証明予定事実記載書			
	22		

### 資料出典一覧

## 第1 民事事件関係

訴状

契約書(売買)

契約書(寄託)

契約書 (保証)

定款

登記事項証明書 (履歴事項全部証明書)

手形・小切手

親族図

司法試験平成 21 年民事系第 1 問から抜粋 予備試験平成 27 年実務基礎民事から抜粋 司法試験平成 24 年民事系第 1 問から抜粋 司法試験平成 24 年民事系第 3 問から抜粋 司法試験平成 25 年民事系第 2 問から抜粋 司法試験平成 26 年民事系第 2 問から抜粋 司法試験平成 26 年民事系第 2 問から抜粋 講師作成

講師作成

## 第2 刑事事件関係

供述調書

搜索差押許可状

実況見分調書

捜査報告書

起訴状

証明予定事実記載書

司法試験平成 21 年刑事系第 2 問から抜粋 司法試験平成 21 年刑事系第 2 問から抜粋 司法試験平成 25 年刑事系第 2 問から抜粋 司法試験平成 22 年刑事系第 2 問から抜粋 予備試験平成 28 年実務基礎刑事から講師作成 予備試験平成 26 年実務基礎刑事から抜粋

# 目次

第1章 法律答案作成のアウトライン		第2章 科目系統別の全体構造	
第1 法律答案作成の基礎		一論文過去問を素材に	
1 論点のないケース(1)	ļ	第1 予備試験論文式試験の全体像	
	2	1 試験時間及び試験科目等	
2 論点のないケース(2)			30
	5	2 1科目ごとの解答時間の使い方の例	
3 法律効果発生の基本的イメージ		(1時間10分の場合)	
	7	(1 時間 10 月 22 勿口)	
4 論点のあるケース			30
	8	3 検討問題一覧	
第2 短答過去問の利用			31
	10	第2 刑事系科目	
第3 条文の発見		1 刑事事件の主な流れ	
1 「司法試験予備試験用法文」登載法令		(参考:平成28年実務基礎科目刑事の事案)	
(令和元年論文式試験の法文に基づく)			
			32
	11	2 各科目で出題される主な検討事項	
2 法令の構造と目次の利用			33
	13	3 答案の骨格(答案構成例)	0.4
第4 条文の読み方			34
1 条・項・号	15	第3 民事系科目	
	15	1 民事事件の主な流れ	
2 前段・後段	1.0	(参考:平成27年実務基礎科目民事の事案)	
<ol> <li>3 本文・ただし書</li> </ol>	16		38
3 本文・ただし書	16		30
[ [ ] [ ] [ ] [ ] [ ] [ ] [ ] [ ] [ ] [	10	2 各科目で出題される主な検討事項	39
4 「及び」・「並びに」・「かつ」(AND)			39
/「又は」・「若しくは」(O R)		3 答案の骨格(答案構成例)	41
	17		11
5 短答過去問の検討	1.	<ul><li>第4 公法系科目</li><li>1 行政事件の主な流れ</li></ul>	
5 短答過去問の検討	19		
第5 条文の種類		(参考:平成27年行政法の事案)	
1 目的規定・趣旨規定			49
	20	2 各科目で出題される主な検討事項	
2 定義規定			50
2 人工学院/2017年	20	3 答案の骨格(答案構成例)	
第6 論文過去問の検討			51
1 本問の検討			
	21		
2 解答例			
6	27		

## 第3章 科目系統別の頻出概念 -短答過去問を素材に

第1	予備試験短答式試験の全体像	
1	試験時間及び試験科目等	
	(令和元年短答式試験に基づく)	
		54
2	留意点	54
第2	2 公法系科目	
1	憲法	55
2	行政法	00
		63
第3	B 民事系科目	
1	民法	70
2	商法	
9	民事訴訟法	75
Э	氏 <b>争</b> 阶	80
第4	1 刑事系科目	
1	刑法	
		86
2	刑事訴訟法	
		95

## <TAC/Wセミナー>司法試験講座 基礎エッセンス講義テキスト

#### 学習目標(第1及び第2)

法律の試験問題に対してどのように解答をするのか、この点に関する具体的なイメージを早期に持つことが、合格するための正しい試験勉強をするためには、非常に重要です。そこで、ここでは、問題と解答例を見比べながら、なぜこのような解答になるのか、このような解答を作成するためにはどのような勉強をする必要があるのか、という点について確認します。

#### 第1 法律答案作成の基礎

#### 1 論点のないケース(1)

『例題1 (民法) 』

Aは、令和2年4月1日、Bとの間で、A所有の絵画甲を代金 100 万円で売る旨の契約(以下「本件契約」という。)を締結し、同日、絵画甲をBに引き渡した。本件契約締結の際、契約書その他一切の書面は作成されなかったが、代金の支払期日は、同年5月31日と定められた。しかし、同年5月31日が到来した後も、Bは、Aに代金 100 万円の支払をしていない。この場合、Aは、Bに対し、100 万円の支払を請求することができるか。

#### 〖解答例1〗 (丁寧に論じた場合)

AのBに対する請求の根拠は、売買契約(民法 555 条)であると考えられる。売買契約の成立要件は、当事者の一方がある財産権を相手方に移転することを約し(①財産権移転の合意)、相手方がこれに対してその代金を支払うことを約すること(②代金支払の合意)である。本件契約は、Aが絵画甲の所有権をBに移転することを約し、Bがこれに対してその代金 100 万円を支払うことを約するものであるから、①及び②を満たす。したがって、AB間では、Aを売主、Bを買主とする売買契約が成立している。そのため、Bは、Aに対して代金支払義務を負う。

よって、Aは、Bに対し、売買契約に基づいて、100万円の支払を請求することができる。 以上

#### 『解答例2』 (簡潔に論じた場合)

Aは、Bに対し、売買契約(民法 555条)に基づいて、100万円の支払を請求することができる。なぜなら、本件契約は、Aが絵画甲の所有権をBに移転することを約し、Bがこれに対してその代金 100万円を支払うことを約するものであるため、その締結によりAB間に売買契約が成立しているからである。

以上